

社会保険しまね

11

2025

令和7年11月号
No.860

ススキ 一大田市／飯南町 三瓶山

大田市と飯南町にまたがる三瓶山は、中国山地のほぼ中央にそびえ、「大山隠岐国立公園」に指定された自然豊かな山です。出雲国風土記にも記され、古くから山岳信仰の対象として地域の人たちに親しまれてきました。標高1,126メートルのこの山では、古くから放牧や草地管理が行われ、人々の手によって広大な草原が守られています。山麓には三瓶温泉や登山道、展望台が整備され、家族連れから登山愛好者まで多くの人を楽しませてくれます。

三瓶山の草原は四季折々に表情を変え、春は新緑がまぶしく、夏は青々とした草原が広がり、秋風が吹くころには一面が黄金色の波に包まれ、ススキの穂が揺れる幻想的な風景へと移り変わります。ススキはイネ科の多年草で、秋の七草の一つ。根を深く



張り、やせた土地でも育つ生命力が特徴です。群生して土壌を守り、ほかの植物が育つための基盤にもなります。日差しを浴びて白銀に輝く穂は、夕暮れ時には金色に染まり、晩秋ならではの美しい情景が訪れた人を魅了します。

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における 年間収入要件が変わりました

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人出不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたところです。

これを踏まえ、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く）が**19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わりました。**

被扶養者認定における年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、「年間収入130万円未満」が**「年間収入150万円未満」**に変わっています。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

19歳未満および23歳以上の方の年間収入要件に変更はありません

年間収入130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入180万円未満）および

同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満

別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満



年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

留意事項

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。

賞与支払届の手続きには「電子申請」をご利用ください

被保険者賞与支払届を含む社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きは、電子申請でご提出いただくことにより以下のメリットがあります。

①いつでもどこでも申請

24時間365日オンラインで申請ができるので、安心してお手続きいただけます。

②事務処理が速い

申請の結果が電子通知書で届くため、紙の通知書よりも従業員の標準報酬月額が早く確認できます。

③コスト削減

紙や電子媒体の届書にかかる郵送費を抑えられます。交通費もかかりません。

現在、主要な届書（注1）の電子申請割合は**約74%**となっており、多くの事業主・社会保険担当の皆さんに電子申請を利用いただいております。まだ利用されていない方は、日本年金機構のホームページより電子申請ガイドブックをダウンロードしてご利用ください。

（注1）資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請の操作にご不安のある方は、お電話によるサポートも承ります。

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

電話0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

（※）050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 →「2番」



手続の詳細は、こちらをご覧ください。

Q 日本年金機構 電子申請 検索

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 各種手続きの詳細は、

■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 日本年金機構

■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670 ホームページをご覧ください



日本年金機構 検索

令和7年12月2日から

従来の健康保険証は使用できなくなります

皆さまは、マイナ保険証を利用されていますか？令和7年12月2日から医療機関等を受診する際は、マイナ保険証での受診が基本となります。

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカードで医療機関・薬局等を受診することができます。

マイナ保険証の4つのメリット



協会けんぽ
島根支部キャラクター
しまめちゃん

過去の受診情報をふまえた 医療を受けられる

過去の診察・薬の情報を医師・薬剤師と共有することができます。(本人が同意した場合のみ)

手続きなしで高額な 窓口負担が不要になる

入院等で医療費が高額になりそうな場合の限度額適用認定証の手続きが必要なくなります。

確定申告の医療費控除申請が カンタンに

アプリ「マイナポータル」から医療費の情報を入手することができるため、医療費控除の確定申告が簡単で便利です。

救急時、適切な応急処置・ 搬送先選定に活用

救急隊が正確に医療情報などを確認し、応急処置や搬送先医療機関の選定などを適切かつ円滑に行うことができます。

マイナンバーカードの保険証利用登録方法



マイナンバーカードを保険証として利用するには、次の3つのいずれかの方法によりご自身で保険証利用の登録を行う必要があります。いずれの場合もお手元にマイナンバーカードを用意してください。

①スマートフォンから登録

アプリ「マイナポータル」で「健康保険証」をタップし、登録を行ってください。



②医療機関・薬局で登録

医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダーで画面の案内に沿って登録を行ってください。



③セブン銀行ATMから登録

マイナンバーカードと、カードの4桁の暗証番号で登録を行ってください。



マイナ保険証について詳しくは
協会けんぽ特設サイト
からご確認ください

令和8年1月から電子申請が始まります

令和8年1月から、オンラインで各種健康保険給付金等の申請ができる電子申請が始まります。これまでの申請は、紙の申請書を郵送等でご提出いただいておりましたが、電子申請の導入によりパソコンやスマートフォン、タブレットを利用して申請することが可能となります。

電子申請で提出していただくと、申請した後の審査状況をオンラインで確認することが可能になります。ぜひご利用ください。



電子申請の
申請方法等の詳細は
協会けんぽのホームページ
からご確認ください

協会けんぽ島根支部LINE公式アカウント友だち募集中です!! 追加はこちらから

お問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部
TEL.0852-59-5139(代表)
営業時間 8:30~17:15(土日祝除く)



協会けんぽ島根支部
ホームページ
協会けんぽ島根 検索



LINE
公式アカウント

お知らせ 助成事業のご案内

令和7年度冬期助成事業は12月1日開始です。

毎年多くの皆様にご利用いただいております冬期助成事業は、今年も12月1日から実施します。

- 助成内容
- 温泉利用料助成
 - ボウリング利用助成
 - アイススケート利用助成
 - スキー場リフト券助成



助成期間・利用方法など詳しくは、
今月号に同封の「令和7年度冬期助成のお知らせ」をご覧のう
えご利用ください。

温泉利用施設では、今年度から新たに二つの施設が
加わりました。ぜひご利用ください。

- 旭温泉 あさひ荘(浜田市)
- 三瓶温泉 国民宿舎さんべ荘(大田市)

※利用できる施設は昨年から変更がありますので、「助成のお知らせ」をご覧のうえご利用ください

ご案内

社会保険協会費は
「口座振替」を
ご利用ください!!



毎年お願いしております
会費の納入につきましては、
大変便利な「口座振替」
による納入をおすすめ
しております。

お申込みがまだの会員事業所様には、「口
座振替案内チラシ(記入例)」、「口座振替依
頼書」等を同封して
おりますので、ご覧
いただき「口座振替」
のお申し込みをお願
いします。



募集

会員限定Webセミナー受講者募集
のご案内

12月の配信は、前回に続いて「新任事務担当者のため
の社会保険の加入と保険料」をテーマに動画配信します。

募集期間 11月14日から11月28日まで

動画配信 12月 1日から12月31日まで



申し込み方法等は当協会ホームページをご覧ください。

【トップページ ⇄ 事業案内 ⇄
⇒ 実務講習会・セミナー ⇄ Webセミナー】

(内容は前回10月配信と同じ内容です。)



ご案内

WEB版「月刊社会保険」

職場の皆さまがパソコン、タブレット、スマート
フォンで誌面をご覧いただけるので、テレワーク
中でも、ご家族の方もお読み頂けます。当協会
ホームページからご覧ください。

【トップページ ⇄ 月刊社会保険】

※会員事業所様限定です。ユーザー名・
パスワードは、令和7年3月号に同封し
ております。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!



日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/>



全国健康保険協会島根支部
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>



島根県社会保険協会
<https://www.shimane-shashinkyo.or.jp>

社会保険しまね

2025.11.14発行
通巻860号

発行者／(一財)島根県社会保険協会

文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

※次回の発行については令和8年1月を予定しております。